

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 7年 8月 1日現在)

- 1 当会が提供するサービスについての相談,要望,苦情の窓口
- 電 話 047-487-4109 (午前9時～17時まで)
- 緊急連絡電話 : 17時以降転送電話となり24時間連絡可能です。

2 NPO 法人ユーアイやちよ勝田台居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	NPO 法人ユーアイやちよ勝田台
所在地	八千代市勝田台3-12-5
介護保険事業所番号	居宅介護支援 (1272601871号)
通常のサービス提供地域	八千代市、佐倉市、習志野市、千葉市

(2) 事務所営業時間および休業日

営業時間	月曜日～金曜日、午前9時～午後5時、5時以後は転送電話
休業日	土日・祝日・12月30日～1月3日 (緊急連絡は転送電話で連絡可能です)

(3) 職員の体制

おもな職員の配置状況

	常勤専任	常勤兼務	非常勤兼務
主任介護支援専門員	1名	1名	—
介護支援専門員	3名	—	—

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 電話または事務所相談コーナーで受け付けた後、利用者宅を訪問して利用者及び家族と面接し、解決すべき課題の把握にあたります。
- ② 情報を収集して居宅サービス計画をたてます。
- ③ 利用者は介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- ④ 利用者は介護支援専門員に対して居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑤ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるように居宅サービス計画を作成します。
- ⑥ 原則として、サービス担当者会議を行い、総合的かつ効率的なサービスが提供される様手配をします。(この際、利用者の心身の状態、居宅での状況等、サービス事業所に必要な情報を提供します)
- ⑦ 少なくとも月1回以上居宅訪問を行い、サービス計画の実施状況を把握すると共に結果を記録します。
- ⑧ 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行に向けて、早期に病院等との情報共有や連携を行う必要がありますので、病院

- 等に担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- ⑨ 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービスに至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。
- ⑩ 居宅介護支援の提供開始前6か月間(前期3月1日から8月末もしくは後期9月1日から2月末日)に作成した居宅サービス計画書総数に占める訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の割合と、それぞれのサービスごとの同一事業所によって提供された割合を、利用者から求めがあった場合は提供します。

4 利用単位

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。(下記の単位数は令和6年4月1日現在のものであり、介護保険制度改正時には変更となります)

(要介護1, 2) 1086単位 (要介護3, 4, 5) 1411単位

※保険料滞納等により、法定代理ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当会からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、八千代市の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

その他の加算

- ・初回加算 300 単位／月
- ・入院時情報連携加算 (250 単位/入院当日以前連携・200 単位/入院後3日以内連携)
- ・退院・退所時 450～900 単位 (連携1回 450 単位、2回 600 単位、カンファレンス参加有の場合1回 600 単位、2回 750 単位、3回 900 単位)
- ・ターミナルケアマネジメント加算 400 単位／月
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位 (月2回を限度)
- ・通院時情報連携加算 50 単位
- ・特定事業所加算 (Ⅱ) 421 単位

5 サービスの終了

- ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
- 文書でお申し出くださればいつでも解約できます。一切料金はかかりません。
- ② 当会の都合でサービスを終了する場合
- 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援状態または、非該当（自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することになります。
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当会や当会の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為（介護職員等に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ等のハラスメント行為等）を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当会の居宅介護支援等の特徴等

（１）運営の方針

（老人福祉法第 2 条）「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」を基本理念として、利用者様の心身の状況や環境に応じて、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

（２）居宅介護支援の実施概要等

日本社会福祉会の「ケアマネジメント実施記録様式」と全国社会福祉協議会の「居宅サービスガイドライン」を使用します。
利用者様主体の原則に則り専門性の高いケアマネジメントを実践します。

7 虐待防止に関する事項

当会は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備すると共に、委員会を定期的に開催し、従業員への研修を実施する等の措置を実施し、それらを適切に実施するための担当者を設置します。

8 サービス内容に関する苦情

当会利用者様相談・苦情担当係が、当会の居宅介護支援に関するご相談・苦情および各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談・苦情受付責任者 管理者 電話 0 4 7 - 4 8 7 - 4 1 0 9

当会以外に、市町村の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 八千代市役所
担 当 長寿支援課 電話 0 4 7 - 4 8 3 - 1 1 5 1

9 その他

- ・事業所都合で介護支援専門員を変更する場合があります。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 八千代市勝田台 3 - 1 2 - 5
名 称 NPO 法人ユーアイやちよ勝田台
代表者 代表理事 網干 勝

説明者 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

<利用者>

住所

氏名

<代理人>

住所

氏名